

総合型確定給付企業年金基金の皆さまへ

公認会計士による監査、 合意された手続き (AUP) が制度化されました

年金資産が20億円を超える総合型企業年金基金は、
2019年度決算から公認会計士または監査法人による会計監査もしくは
合意された手続き (AUP) を受けることが義務付けられました。

公認会計士監査または AUP 導入のメリット

- ▶ 基金会計の正確性・透明性の向上、事業主及び加入者等の安心感の醸成
- ▶ 誤りの発見や不正の防止、基金担当者等の緊張感の醸成
- ▶ 内部統制の不備の改善、不正や誤りの生じにくい体制の構築
- ▶ 監事監査では対応できない手続きの実施

公認会計士監査または AUP 導入のスケジュール



対応がお済ではない企業年金基金のみなさま
ぜひ 辻・本郷 監査法人にお任せください！

お気軽に
お問い合わせください

TEL. 03-5361-8630

【受付時間】9:00 ~ 17:30
※土日・祝日・年末年始を除く